

大阪府自動車NO_x・PM総量削減計画〔第3次〕 の進行管理について

目次

1. 大阪府自動車NO_x・PM総量削減計画〔第3次〕の目標について
2. 大気環境の状況について
3. 国における中間レビューについて

1. 大阪府自動車NOx・PM総量削減計画〔第3次〕の目標について

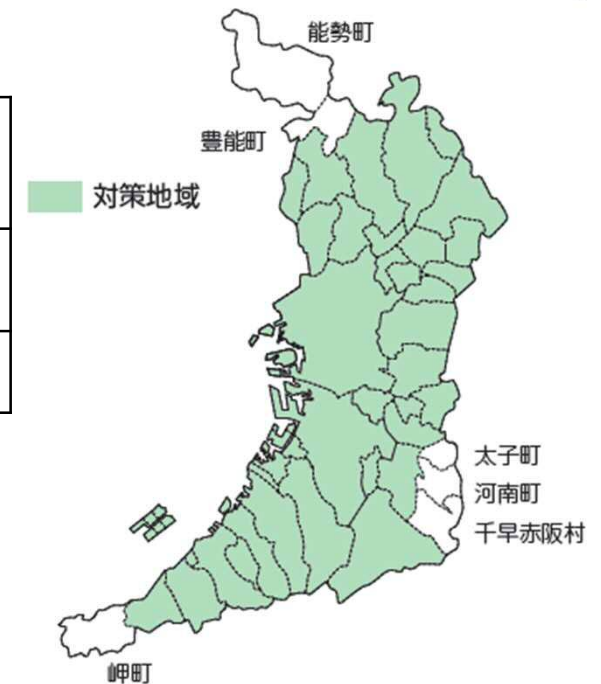
[平成25年6月策定]

○目標

- ・平成27年度までに、二酸化窒素(NO₂)及び浮遊粒子状物質(SPM)に係る大気環境基準をすべての監視測定局において継続的・安定的に達成
- ・平成32年度までに、対策地域全体で大気環境基準を達成

[自動車からの排出量]

区 分	H21年度 (基準年度)	H27年度 (目標)	H32年度 (目標)
自動車からのNOx排出量	18,130t	14,420t	11,220t
自動車からのPM排出量	910t	720t	670t



■対策地域全体で大気環境基準達成

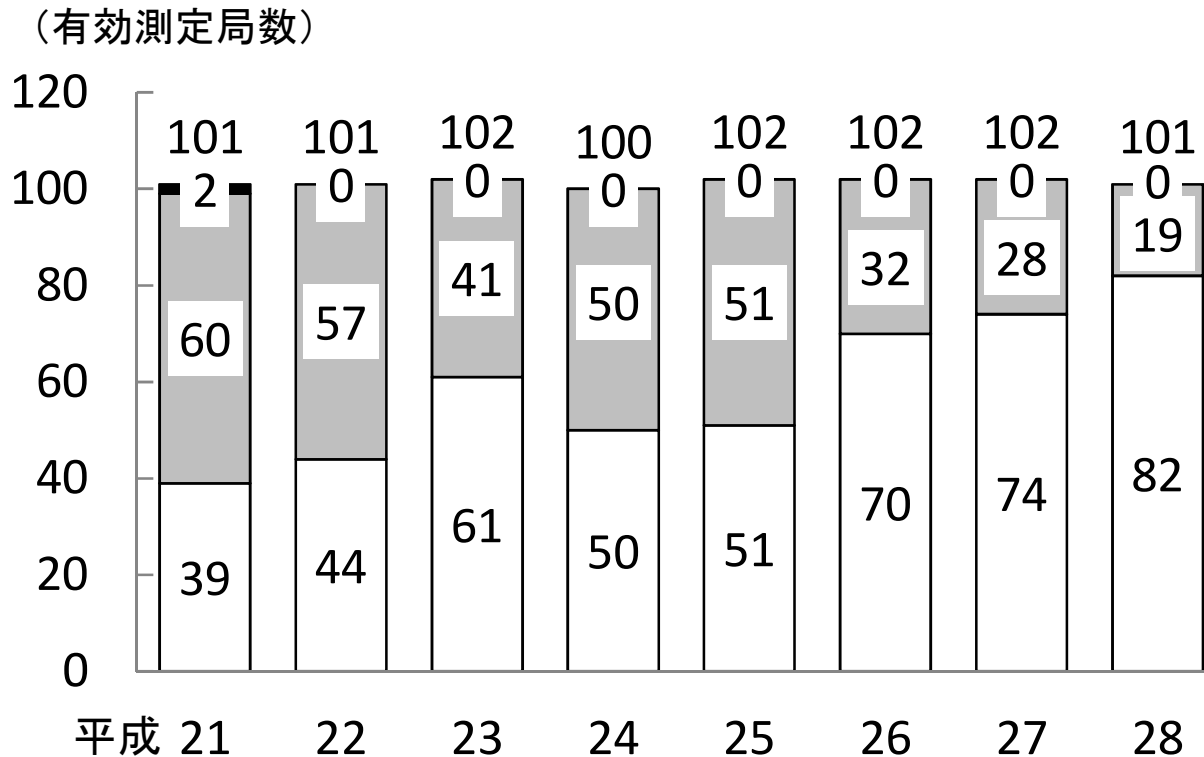
監視測定局(府内約100箇所)に加えて、対策地域内のすべての地点で大気環境基準を達成すること

対策地域(37市町)

2. 大気環境の状況 二酸化窒素(NO₂)の環境基準達成状況

平成22年度から7年連続、全局で環境基準を達成

府内全局のNO₂の環境基準達成状況の推移(年間98%値の分布状況)

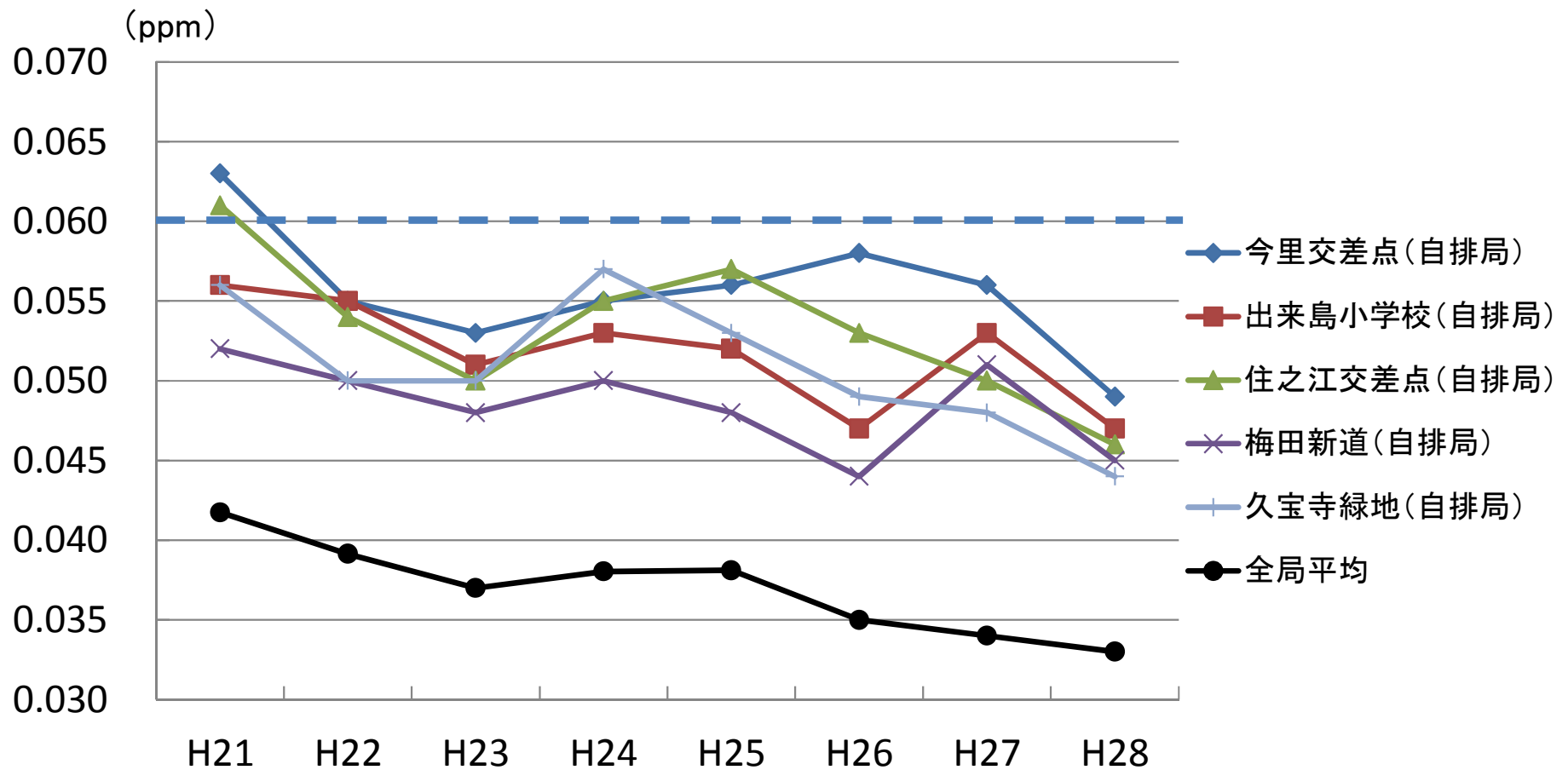


- 0.06ppmを超えた測定局数(環境基準非達成局)
- 0.04ppmから0.06ppmのゾーン内の測定局数(環境基準達成局)
- 0.04ppm未満の測定局数(環境基準達成局)

2. 大気環境の状況 二酸化窒素(NO₂)の高濃度上位局

平成28年度の最高値は0.049ppm

平成28年度におけるNO₂日平均値の年間98%値の高濃度上位5局(全局中)の推移



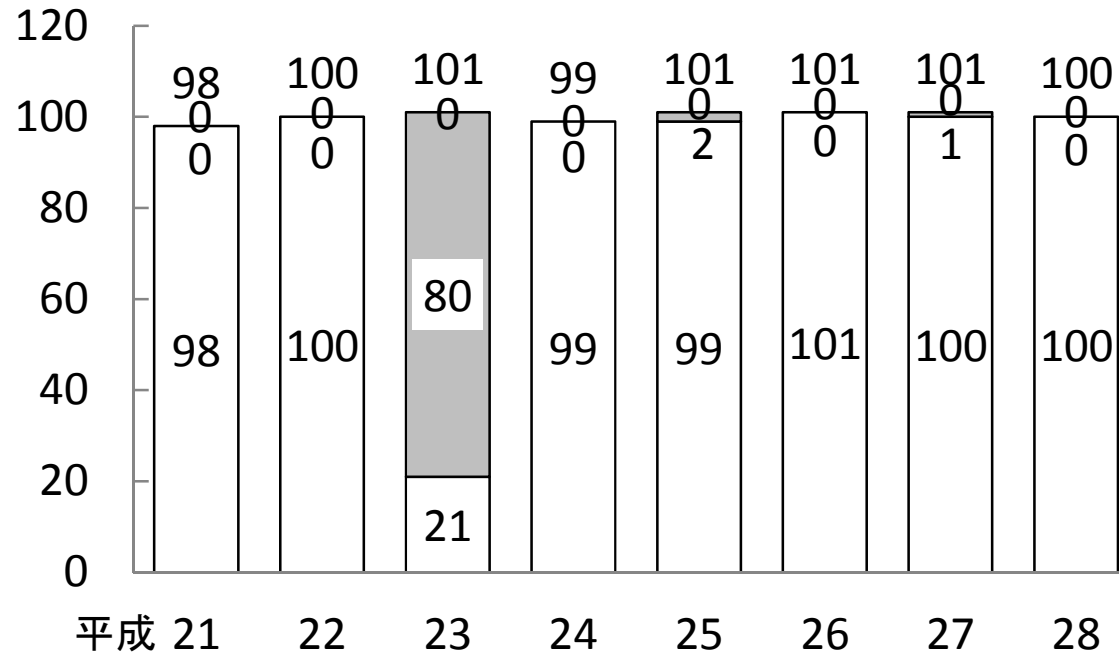
※平成28年度の久宝寺緑地の測定結果は、杭全町交差点(自排局)、南港中央公園(一般局)と同値。

2. 大気環境の状況 浮遊粒子状物質 (SPM) の環境基準達成状況

平成28年度は全局で達成

府内全局のSPMの環境基準達成状況(長期的評価)の推移

(有効測定局数)

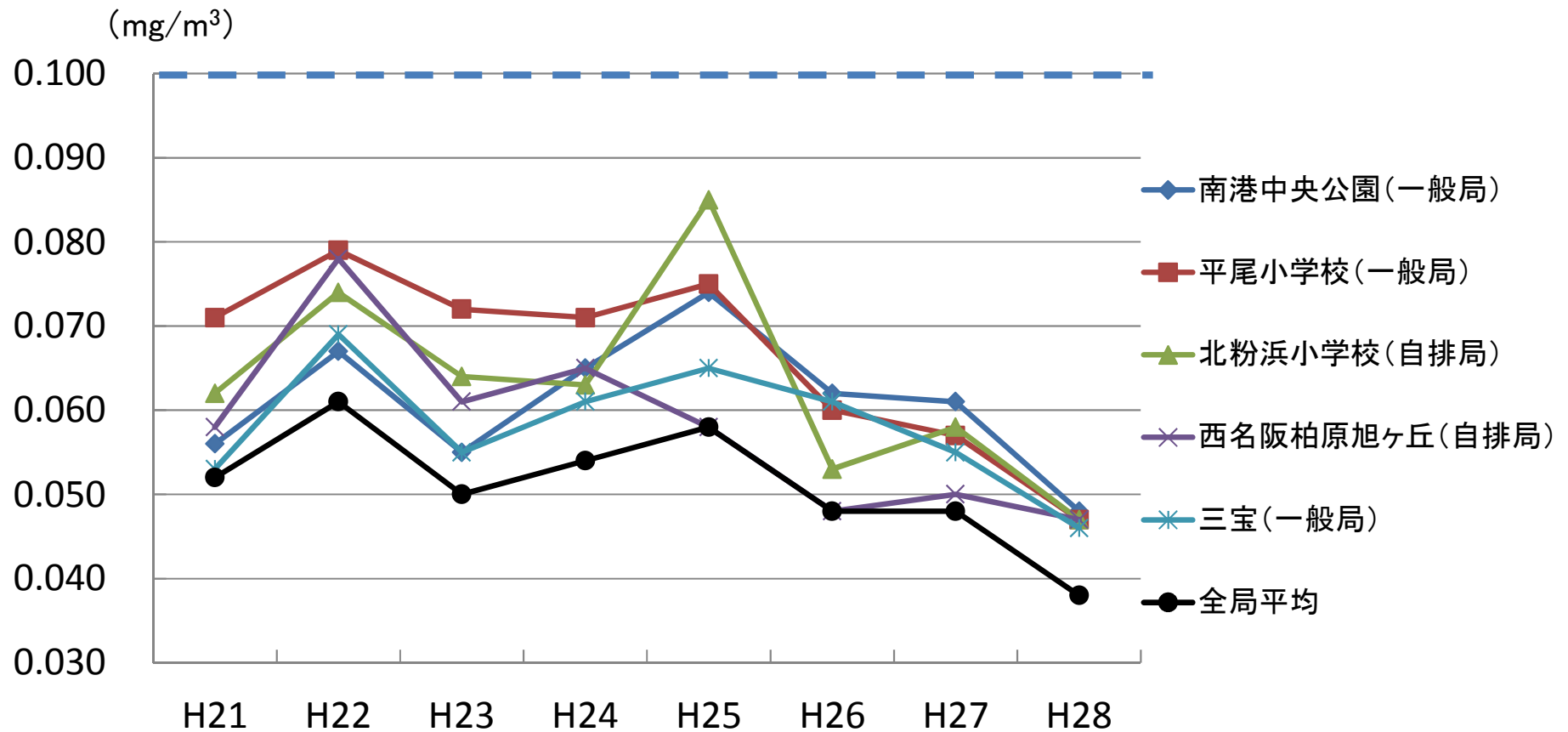


- 日平均値の年間2%除外値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた測定局数(環境基準非達成局)
- 上記を除く測定局で2日以上連続して日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた測定局数(環境基準非達成局)
- 環境基準達成局数

2. 大気環境の状況 浮遊粒子状物質(SPM)の高濃度上位局

平成28年度の最高値は0.048mg/m³

平成28年度におけるSPM日平均値の年間2%除外値の高濃度上位5局(全局中)の推移



3. 国における中間レビューについて

中央環境審議会大気・騒音振動部会 自動車排出ガス総合対策小委員会において、平成27、28年度に自動車NO_x・PM総量削減基本方針の中間レビューを実施（H29.3 結果公表）

■ 中間レビューのポイント

(1) 中間目標の達成状況及び施策の進捗状況

- ・ NO₂については、平成27年度は自排局の1局（東京都）で環境基準非達成のため、全局達成するとの中間目標は達成できなかったが、これまでの総量削減施策による濃度改善効果は現れている。
- ・ SPMについては、平成27年度は自排局の1局（大阪府）で環境基準非達成（日平均値が2日以上連続して環境基準値を超過）のため、中間目標は達成できなかったが、非達成の主な要因は自動車発生源に起因するものではなく、年間2%除外値は環境基準値を十分下回っていることから、総量削減施策の目的は達成しているものと評価。
- ・ これまでの排出削減の実績から推測すれば、自動車NO_x・PM法に基づく施策を継続することにより、すべての都府県において平成32年度の自動車NO_x・PMの排出量目標を達成可能。

3. 国における中間レビューについて

(2) 基本方針に係る施策の今後の取組

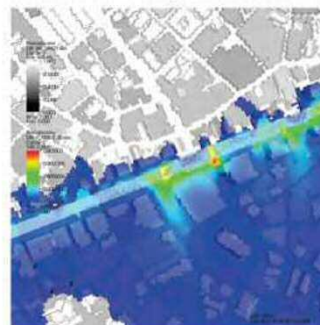
- 排出総量の削減は概ね順調であるが、引き続きその排出量に影響する要因を把握しつつ、目標達成が確実に図られるよう、必要な措置を講じる必要がある。

(3) 平成32年度目標の評価手法

- 平成32年度目標は、常時監視測定局の測定に加えて、数値計算手法や簡易測定等の測定を組み合わせる評価。



【常時監視測定局】
環境基準値と比較する
年間98%値を把握可能。



【数値計算手法】
測定局の無い地点の濃度
状況を計算。精度には限界。



【簡易測定手法】
監視測定局よりも容易に
多くの地点に設置可能。

【参考】平成32年度目標の評価に係る今後のスケジュール

H31 評価のための数値計算を実施(国)

H32 数値計算で判定基準値を超過した場合に再判定のための測定を実施
(国から関係都府県に委託)

H33 数値計算結果及び測定結果を踏まえ、目標達成状況の評価(国及び関係都府県)

<参考> 大気汚染に係る環境基準と評価方法

1. 大気汚染に係る環境基準について

○環境基準とは、

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項に基づき定められた
人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準

項目	基準値
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること

備考: 1ppmとは1m³の大気中に1cm³の汚染物質が存在する場合の濃度を示す。

1μg(マイクログラム) = 0.001mg = 0.000001g = 100万分の1g

2. 評価方法

(1)長期的評価

ア NO₂(年間98%値)

年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値(365日分の測定値がある場合、低い方から358番目の値)を環境基準と比較して評価を行う。

イ SPM(年間2%除外値)

年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの(365日分の測定値がある場合、高い方から7日分の測定値)を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行う。

ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、環境基準を達成しなかったものとする。

(2)短期的評価(SPM)

測定を行った日の1時間値または1日平均値について、環境基準と比較して評価を行う。